

答申(案)について

第6回 加賀市上下水道事業経営検討委員会

加賀市上下水道部

水道事業、下水道事業の現状について

経営状況と料金改定の必要性

(1) 委員会での検討経緯

令和7～8年度に加賀市上下水道事業経営検討委員会を実施（第1回～第6回）
現状分析・課題整理・料金算定方法の検討・改定案の審議を重ねた

(2) 経営悪化の現状

- ・ 水道事業 令和2年度以降単年度純損失が継続
- ・ 下水道事業 水道事業からの借入で資金残高を維持、独立採算制が保たれていない

(3) 経営悪化の要因

- ・ 収入↓ 人口減少・節水機器普及による収入減
- ・ 費用↑ 物価上昇で維持管理費、建設改良費が増加
- ・ 料金据置 水道：平成22年以来、下水道：平成12年以来 未改定
- ・ 回収率低 料金回収率・経費回収率が全国平均を大幅に下回る

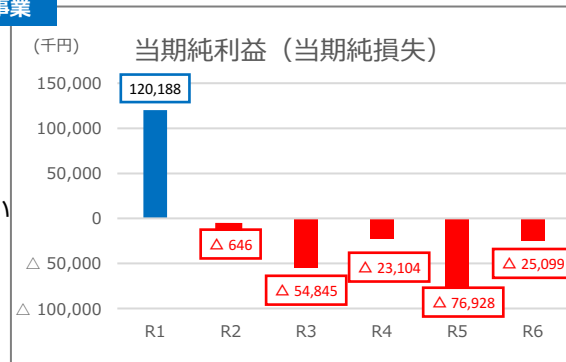
(4) 今後のリスク

- ・ 施設の老朽化対応・耐震化への更新投資需要が今後も増大
- ・ 現状を放置すれば将来の国庫補助金削減対象となるリスク
- ・ 持続可能なサービス提供のための財源確保が急務

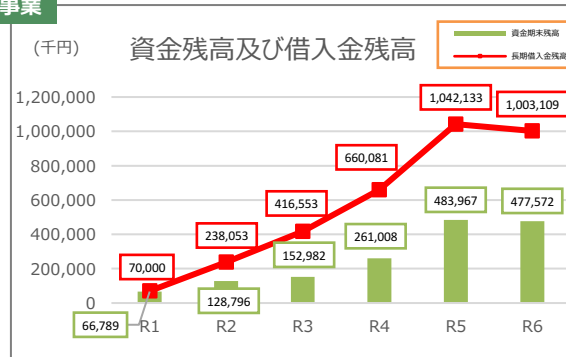
(5) 審議結論

- ・ 水道料金 **+25.0%**
- ・ 下水道使用料 **+15.0%**
- ・ 算定期間：令和8年度～12年度（5年間）
- ・ 実施予定：令和9年4月

水道事業



下水道事業



水道料金及び下水道使用料改定案の概要について

改定案概要

(1) 料金算定期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(2) 料金算定方法

総括原価（使用料対象経費）方式

※今回の改定においても、将来施設更新等に必要な内部留保資金となる資産維持費は含んでいない。

(3) 平均改定率

- 水道料金 **25.0%**
- 下水道使用料 **15.0%**

※水道料金は平成22年8月以降料金改定なし（消費税率改定は除く。）⇒県営用水供給事業の受水単価引き下げに伴う料金値下げ

※下水道使用料は平成12年4月以降改定なし（消費税率改定は除く。）

(4) 料金体系

基本料金及び従量料金からなる二部料金制は維持

基本水量について

水道 基本水量 口径区分による基本水量を撤廃し一律8㎡へ変更

下水道 基本水量 8㎡へ変更

(5) 改定方針

水道料金 基本水量を統一して水量による不公平感を是正し、また中口径や旅館等の大口利用者に配慮した料金改定。

下水道使用料 基本水量を10㎡から8㎡に縮小、従量料金の均等引上げで使用量に応じた公平な負担を求める逡増型改定。

(6) 実施時期

令和9年4月分（2月中旬～3月中旬使用分）として算定する料金から

水道料金改定B案（中口径・大口配慮型）

【設計】

- 基本水量は口径区分を撤廃し、8m³に一律で統一する
- 基本水量の引下げ分（最大22m³）が従量料金に上乗せされるため、基本料金を一律で引き上げると中口径～大口の改定率が過大になる
- そのため、口径ごとに基本料金の改定割合を変化させ、層間のバランスを取る

【結果】

- 基本水量統一の結果、水量による不公平感の是正
- 中口径（30～50mm）の基本料金は、基本水量縮小による従量料金増加分を勘案して設定
- 中口径事業者・旅館等大口に配慮した改定

■ 一般用（基本料金：円／月・税抜、超過水量料金：円／m³・税抜）

現行

改定案

◀ 現 行 料 金 体 系						口径	改 定 後 料 金 体 系 ▶				
基本 水量	基本料金 (円/月)	~10m³ (円/m³)	~50m³ (円/m³)	~ 1,000m³ (円/m³)	1,000m³ 超 (円/m³)	口径 (mm)	基本 水量	基本料金 (円/月)	~50m³ (円/m³)	~ 1,000m³ (円/m³)	1,000m³ 超 (円/m³)
≦8m³	1,040	143	163	182	186	13	≦8m³	1,300	210	220	230
≦10m³	2,300	-				20	≦8m³	2,450			
≦10m³	3,400					25	≦8m³	4,000			
≦30m³	7,600					30	≦8m³	5,500			
≦30m³	9,700					40	≦8m³	8,100			
≦30m³	16,000					50	≦8m³	16,000			
≦30m³	35,500					75	≦8m³	40,400			
≦30m³	57,500					100	≦8m³	67,900			
≦30m³	87,500					125	≦8m³	105,400			
≦30m³	120,000					150	≦8m³	146,000			

水道料金改定(臨時用・公衆浴場・消火栓)

【設計】

現行の料金体系に一律で改定率を乗じたもの

■ 臨時用 (円/月・税抜。水量は別掲)

用途	農事用	農事用以外						
口径(mm)	13	13	20	25	30	40	50	75
現行 基本料金	100	1,000	2,000	2,500	3,000	4,000	15,000	20,000
改定後 基本料金	125	1,250	2,500	3,130	3,750	5,000	18,750	25,000

現行

改定案

臨時用 水量料金

現行
1m³につき
400 円

改定後
1m³につき
500円

■ 公衆浴場用

現行
1m³につき 106円

改定後
1m³につき**140円**

■ 消火栓 (5分までごと/1個・税抜)

現行
50mm以下 1,800円/65mm 2,800円

改定後
50mm以下**2,250円**/65mm**3,500円**

下水道料金改定B案（少量使用者配慮型）

【設計】

- 基本水量を10m³から8m³に縮小しつつ、基本料金は据置とする
- 基本水量の引下げ分（2m³）が従量料金に上乘せられるため、基本料金を一律で引き上げると少量使用者の改定率が過大になる
- 改定に必要な収入は従量料金の引上げで確保する

【結果】

- 8m³以下の少量使用者は改定なし（±0%）
- 従量料金の均等引上げによる、使用量に応じた公平な負担
- 大量使用者にも応分の負担を求める、逡増型の改定

■ 一般用（基本料金：円／月・税抜、超過水量料金：円／m³・税抜）

◀ 現 行 料 金 体 系					区分	改 定 後 料 金 体 系 ▶				
基本 水量	基本料金 (円/月)	～50m ³ (円/m ³)	～1,000m ³ (円/m ³)	1,000m ³ 超 (円/m ³)	用途	基本 水量	基本料金 (円/月)	～50m ³ (円/m ³)	～1,000m ³ (円/m ³)	1,000m ³ 超 (円/m ³)
≤10m ³	1,200	130	135	140	一般 汚水	≤8m ³	1,200	155	160	165

下水道使用料改定(公衆浴場用汚水・温泉汚水・その他汚水)

【設計】

現行の料金体系に一律で改定率を乗じたもの

■ 現行

■ 改定案

■ 公衆浴場用汚水・温泉汚水・その他の汚水

現 行

1m³につき

85円

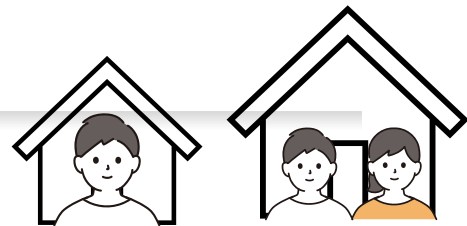
改定後

1m³につき

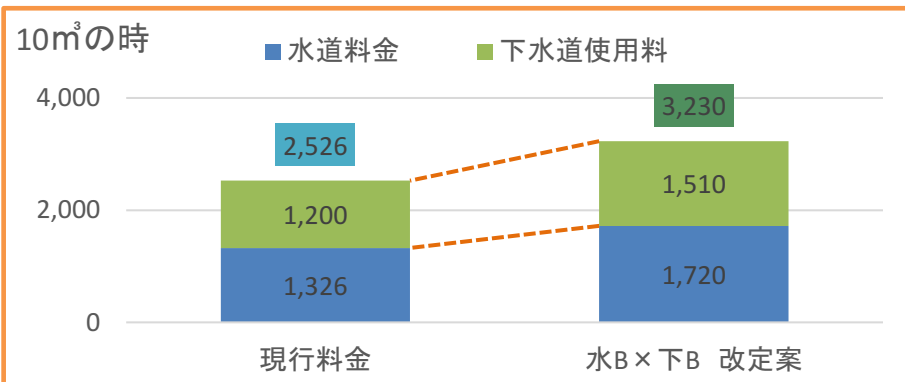
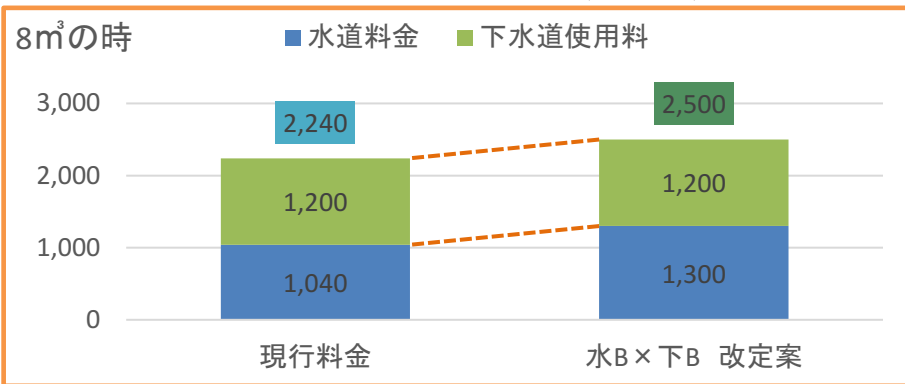
100円

影響額試算 口径13mm

主に1～2人世帯の
一般家庭

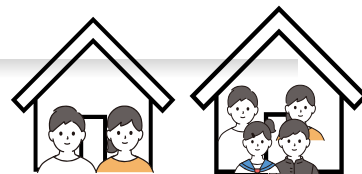


使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金(税抜)
		水道B × 下水道B 【配慮重視型】
8m ³	2,240 円 水道 1,040 円/下水道 1,200 円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	2,500 円 水道 1,300円/下水道 1,200円 月差額 +260円 水道 +260円/下水道 +0円 現行比 +11.6% 水道 +25.0%/下水道 +0.0%
10m ³	2,526 円 水道 1,326 円/下水道 1,200 円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	3,230 円 水道 1,720円/下水道 1,510円 月差額 +704円 水道 +394円/下水道 +310円 現行比 +27.9% 水道 +29.7%/下水道 +25.8%

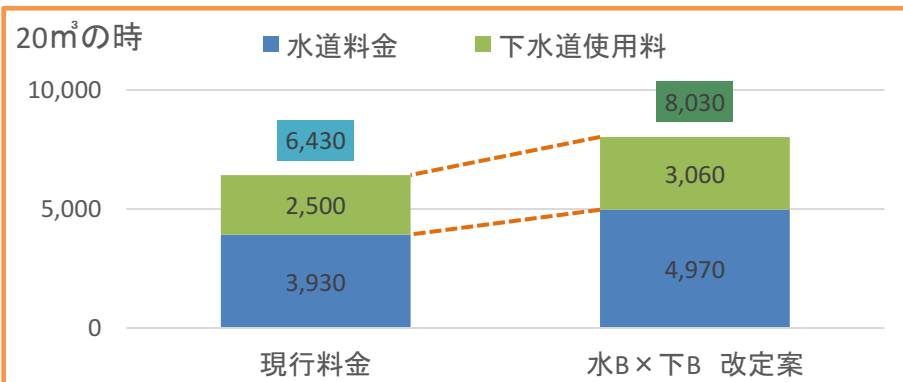
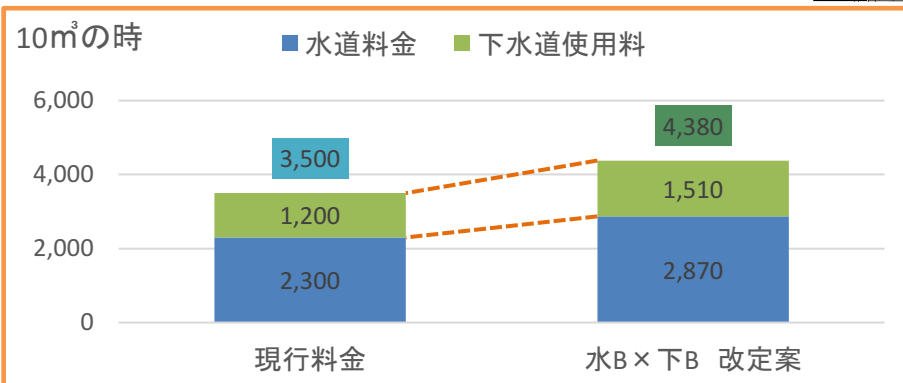


影響額試算 口径20mm

主に2～4人世帯の
一般家庭



使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金(税抜)
		水道B × 下水道B 【配慮重視型】
10m ³	3,500 円 水道 2,300 円/下水道 1,200 円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	4,380 円 水道 2,870 円 / 下水道 1,510 円 月差額 +880 円 水道 +570 円/下水道 +310 円 現行比 +25.1% 水道 +24.8%/下水道 +25.8%
20m ³	6,430 円 水道 3,930 円/下水道 2,500 円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	8,030 円 水道 4,970 円/下水道 3,060 円 月差額 +1,600 円 水道 +1,040 円/下水道 +560 円 現行比 +24.9% 水道 +26.5%/下水道 +22.4%

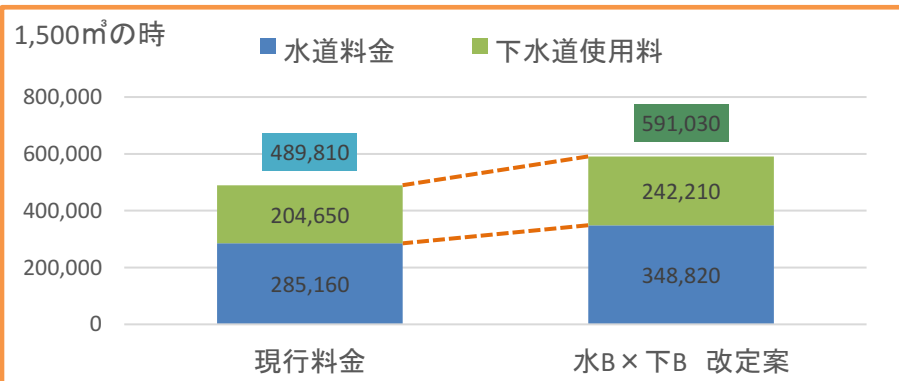
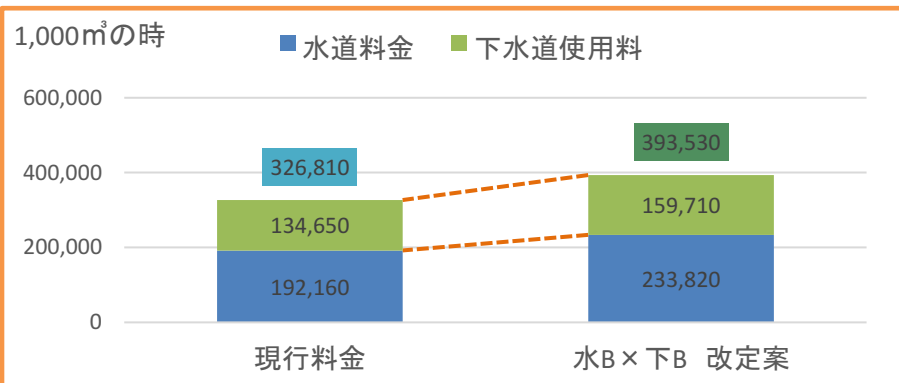


影響額試算 口径50mm

主に旅館等
大口使用者



使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金(税抜)
		水道B × 下水道B 【配慮重視型】
1,000m ³	326,810 円 水道 192,160円/下水道 134,650円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	393,530 円 水道 233,820円/下水道 159,710円 月差額 +66,720円 水道 +41,660円/下水道 +25,060円 現行比 +20.4% 水道 +21.7%/下水道 +18.6%
1,500m ³	489,810 円 水道 285,160円/下水道 204,650円 月差額 - 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 - % 水道 - %/下水道 - %	591,030 円 水道 348,820円/下水道 242,210円 月差額 +101,220円 水道 +63,660円/下水道 +37,560円 現行比 +20.7% 水道 +22.3%/下水道 +18.4%



前回までの経営検討委員会での附帯意見

附帯意見

- 前回の料金改定から15年以上が経過し、その間の経営環境の変化に十分対応できなかったことが、今回の大幅な料金改定が必要となった要因の一つである。今後は、経営状況や投資計画を定期的に検証し、おおむね5年ごとを目安として料金水準の見直しを行うなど、急激な負担増を招かない持続的な料金制度の構築に努められたい。
- 料金改定に当たっては、市民の理解と納得を得ることが不可欠である。このため、料金改定に至った経緯や必要性、施設の老朽化、耐震化の必要性などについて、様々な機会を通じて分かりやすく丁寧な説明に努められたい。また、改定後の料金に関する問い合わせや個別相談に適切に対応できる相談体制を設けられたい。
- 料金改定後においても、施設の統廃合やダウンサイジング、老朽施設の計画的な更新及び耐震化、水洗化率の向上、有収率の改善、維持管理費の縮減、さらには国・県の補助金や交付金の積極的な活用など、経営の効率化と財源確保に向けた不断の経営努力を継続されたい。
- 物価高騰対策として実施されている水道基本料金の減免事業は、市民生活を支える有効な施策である。今後も物価高騰等の社会経済情勢に応じ、市民負担の軽減につながる支援制度の継続・充実について、国及び石川県に対し必要な財政支援や制度の創設・拡充を積極的に要望されたい。
- 少量使用者（高齢者世帯・単身世帯等）及び大口使用者（旅館、病院、介護施設、工場等）の双方の負担の均衡に十分配慮し、将来の使用実態や社会情勢の変化も踏まえながら、基本水量のあり方を含めた料金体系について、継続的に検討されたい。

料金改定の実施について

料金改定実施時期について

- ・ 経営における早期の資金不足解消への対応する必要がある。
- ・ 補助金削減対象になることも踏まえ早期の対応を実施する必要がある。
- ・ 住民周知期間をしっかりと設け、改定することへの理解を得る期間を確保する必要がある。

	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
経営検討委員会	第5回		第6回									
答申			市長への答申									
議会					議案提出							
住民周知						周知期間（HP・説明会等）						
料金改定												実施

➡ 料金改定実施時期 令和9年4月分（2月中旬～3月中旬使用分）として算定する料金から

新料金反映の時期



住民周知への取組

周知活動	時期	内容
説明会	10月以降順次	各中学校区（全6会場）で開催
広報誌の活用	8.9.10月号	広報「かが」で数ヶ月にわたり特集記事を掲載
検針票への記載	12月以降	情報発信に活用
ホームページでの情報提供	10月以降	料金シミュレーション機能を設けるなど、利用者が自身の負担増を具体的に確認できる工夫を検討
コールセンターの設置	10月以降	料金の増加額など、個別の事情に対応するための相談窓口の設置を検討